

令和5年12月議会

保健福祉委員会 資料

- 1 一般議案・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 2
- 2 指定管理者の指定の一部変更について・・・・・・ P 3
- 3 令和5年度 12月補正予算・・・・・・・・・・ P 5
- 4 条例議案・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1 2

保健福祉局

1 議案提出の理由

地方独立行政法人法第25条では、地方独立行政法人の設立団体の長は、3年以上5年以下の期間において地方独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定め、当該中期目標を地方独立行政法人に指示するとともに、公表しなければならないとされている。

また、この中期目標を定めるときは、議会の議決を経なければならないとされている。

このたび、第1期の中期目標期間（平成31年4月1日から令和6年3月31日まで）の終了に伴い、新たに第2期（令和6年4月1日から令和11年3月31日まで）の中期目標を定める必要があることから議案提出する。

2 第2期中期目標の内容

法人に対して、政策医療を着実に実施するよう求めるとともに、「福岡県保健医療計画」や国が示した「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン」と整合性を図りつつ、医療センター及び八幡病院の特色、地方独立行政法人制度の特長をいかした自立的な病院運営を行うことを期待して、第2期中期目標を定める。

【項目】

第1 中期目標の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

第2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

政策医療の着実な実施、各病院の特色をいかした医療の充実、医療の質の確保（医師の働き方改革への対応）、市民・地域医療機関からの信頼の確保、新興感染症の感染拡大時への備え

第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

収入増加・確保対策、経費節減・抑制対策、自立的な業務運営体制の構築、職場環境の充実

第4 財務内容の改善に関する事項

財務基盤の安定化、運営費負担金のあり方

第5 その他業務運営に関する重要事項

看護専門学校の運営、施設・設備の老朽化対策、デジタル化への対応、市政への協力

3 施行期日

令和6年4月1日

指定管理者の指定の一部変更について
 (北九州市立介護実習・普及センター等)
 (議案第202号～第207号)

1 議案提出理由

令和5年度の指定管理者の選定については、市政変革の取組結果を早期に反映させるため、「現指定管理者の指定期間を一年延長し、令和6年度に選定を行う」こととするよう市政変革推進室より、取り扱いの方向性が示されていた。

当局が所管する北九州市立介護実習・普及センター等においては、延長できないと判断される特段の事情がない施設については、指定管理者との協議を行い、協議が整った施設について延長することとしたもの。

なお、延長にあたっては、「指定管理者の指定は、地方自治法の規定により期間を定めて行うもの」で、「その指定をしようとするときは、あらかじめ議会の議決を経る必要がある」と定められているため、平成30年12月議会で議決を受けた当初指定議案を変更する議案を提出するもの。

2 議案内容

(1) 対象施設

議案番号	施設名	担当課
第202号	北九州市立介護実習・普及センター	地域リハビリテーション推進課
第203号	北九州市立新門司老人福祉センター	長寿社会対策課
第204号	北九州市立年長者研修大学校周望学舎	長寿社会対策課
	北九州市立年長者研修大学校穴生学舎	
	北九州市立北九州穴生ドーム	
第205号	北九州市立福社会館	地域福祉推進課
	北九州市立戸畑市民会館	
第206号	北九州市立ふれあいむら社ノ木デイサービスセンター	介護保険課
第207号	北九州市立東部障害者福社会館	障害福祉企画課
	北九州市立西部障害者福社会館	
	北九州市立点字図書館	
	北九州市立聴覚障害者情報センター	

(2) 変更内容（指定期間の一年延長）

延長前	平成31年4月1日から平成36年3月31日まで (令和元年度から令和5年度まで)
延長後	平成31年4月1日から令和7年3月31日まで (令和元年度から令和6年度まで)

3 今後のスケジュール（予定）

- 令和6年1月 基本協定書の変更協定の締結
- 令和6年3月 年度協定書の締結
- 令和6年7月 次期指定管理者候補の公募

令和5年度 12月補正予算総括表

保健福祉局

○議案第232号「令和5年度北九州市一般会計補正予算」のうち保健福祉局所管分

【歳出補正】 「令和5年度 北九州市補正予算に関する説明書（12月議会提出）」P15～19

（単位：千円）

款 項 目	補 正 内 容	補 正 前 の 額	補 正 額	補 正 後 の 額
3.1.1	職員費（保健福祉関係職員給与費）	9,446,786	△ 24,521	9,422,265
	<p>【概要】 新型コロナウイルス感染症の法律上の位置づけが5類感染症となったことに伴い、コロナワクチン接種を含むコロナ対応業務の減少などにより時間外勤務手当が減少し、職員給の減額を行うもの。</p>	9,446,786	△ 24,521	9,422,265
3.2.1	社会福祉総務費	21,919,497	12,216,820	34,136,317
	<p>電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金事業経費</p> <p>【概要】 物価高騰により厳しい状況にある住民税非課税世帯に対し、1世帯あたり7万円の給付金を支給するための経費。</p>	5,475,000	12,216,250	17,691,250
	<p>無料低額宿泊所への光熱費等支援事業経費</p> <p>【概要】 無料低額宿泊所において利用者への継続的なサービス提供体制を確保するため、光熱費等の高騰による負担を軽減するための支援に要する経費。</p>	2,600	570	3,170
3.2.2	障害者福祉費	52,823,737	191,480	53,015,217
	<p>障害児施設運営費</p> <p>【概要】 障害児施設（指定管理施設）において利用者への継続的なサービス提供体制を確保するため、光熱費等の高騰による負担を軽減するための支援に要する経費。</p>	481,903	6,271	488,174
	<p>障害者施設運営費</p> <p>【概要】 障害者施設（指定管理施設）において利用者への継続的なサービス提供体制を確保するため、光熱費等の高騰による負担を軽減するための支援に要する経費。</p>	8,667	10,018	18,685
	<p>福祉サービス事業所等への光熱費等支援事業（障害）経費</p> <p>【概要】 障害福祉サービス事業所等において利用者への継続的なサービス提供体制を確保するため、光熱費等の高騰による負担を軽減するための支援に要する経費。</p>	156,465	175,191	331,656

款 項 目	補 正 内 容	補 正 前 の 額	補 正 額	補 正 後 の 額
3.2.3	老人福祉費	4,324,737	957,836	5,282,573
	福祉サービス事業所等への光熱費等支援事業（介護）経費 【概要】 介護サービス事業所等において利用者への継続的なサービス提供体制を確保するため、光熱費等の高騰による負担を軽減するための支援に要する経費。	836,943	955,543	1,792,486
	指定管理事業所への光熱費等支援事業（介護）経費 【概要】 介護サービス事業所等（指定管理施設）において利用者への継続的なサービス提供体制を確保するため、光熱費等の高騰による負担を軽減するための支援に要する経費。	1,957	2,293	4,250
3.3.8	病院費	2,894,565	5,689	2,900,254
	市立病院関係経費 【概要】 市立門司病院（指定管理施設）において利用者への継続的なサービス提供体制を確保するため、光熱費等の高騰による負担を軽減するための支援に要する経費。	4,900	5,689	10,589
3.6.1	生活保護総務費	511,506	7,425	518,931
	救護施設への光熱費等支援事業経費 【概要】 救護施設において利用者への継続的なサービス提供体制を確保するため、光熱費等の高騰による負担を軽減するための支援に要する経費。	6,400	7,425	13,825
3.8.1	繰出金	33,334,279	48,254	33,382,533
	国民健康保険特別会計繰出金 【概要】 人事委員会の勧告等に基づく給与改定及び期末・勤勉手当支給割合の変更等に伴い、特別会計に対する一般会計からの繰出金を補正するもの。	11,096,537	10,216	11,106,753
	食肉センター特別会計繰出金 【概要】 人事委員会の勧告等に基づく給与改定及び期末・勤勉手当支給割合の変更等に伴い、特別会計に対する一般会計からの繰出金を補正するもの。	180,331	2,526	182,857
	介護保険特別会計繰出金 【概要】 人事委員会の勧告等に基づく給与改定及び期末・勤勉手当支給割合の変更等に伴い、特別会計に対する一般会計からの繰出金を補正するもの。	17,189,372	29,347	17,218,719
	後期高齢者医療特別会計繰出金 【概要】 人事委員会の勧告等に基づく給与改定及び期末・勤勉手当支給割合の変更等に伴い、特別会計に対する一般会計からの繰出金を補正するもの。	4,868,039	6,165	4,874,204
合 計			13,402,983	

【歳入補正】 「令和5年度 北九州市補正予算に関する説明書（12月議会提出）」P4

(単位：千円)

款 項 目	補 正 内 容	補 正 前 の 額	補 正 額	補 正 後 の 額
18.2.2	保健福祉費国庫補助金	11,121,591	13,379,250	24,500,841
	社会福祉費補助金	7,723,108	13,366,136	21,089,244
	公衆衛生費補助金	3,139,413	5,689	3,145,102
	生活保護費補助金	200,416	7,425	207,841
合 計			13,379,250	

【繰越明許費(追加)】 「令和5年度 北九州市補正予算に関する説明書（12月議会提出）」P47

(単位：千円)

款 項 目	事 業 名	翌年度繰越額	繰 越 の 理 由
3.2.1	北九州ハイツ解体事業	15,000	関係者との調整等に日時を要したため
3.2.1	電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金事業	3,803,000	適正な事業期間を確保できないため
合 計		3,818,000	

○議案第233号「令和5年度 北九州市国民健康保険特別会計補正予算」

【歳出補正】 「令和5年度 北九州市補正予算に関する説明書（12月議会提出）」P56

(単位：千円)

款 項 目	補 正 内 容	補 正 前 の 額	補 正 額	補 正 後 の 額
1.1.1	一般管理費 【概要】 人事委員会の勧告等に基づく給与改定及び期末・勤 勉手当支給割合の変更等に伴い、職員給を補正するも の。	1,198,114	10,216	1,208,330
合 計			10,216	

【歳入補正】 「令和5年度 北九州市補正予算に関する説明書（12月議会提出）」P55

(単位：千円)

款 項 目	補 正 内 容	補 正 前 の 額	補 正 額	補 正 後 の 額
5.1.1	一般会計繰入金	11,096,537	10,216	11,106,753
合 計			10,216	

○議案第234号「令和5年度 北九州市食肉センター特別会計補正予算」

【歳出補正】 「令和5年度 北九州市補正予算に関する説明書（12月議会提出）」P60

（単位：千円）

款 項 目	補 正 内 容	補 正 前 の 額	補 正 額	補 正 後 の 額
1.1.1	食肉センター管理費 【概要】 人事委員会の勧告等に基づく給与改定及び期末・勤 勉手当支給割合の変更等に伴い、職員給を補正するも の。	336,982	2,526	339,508
合 計			2,526	

【歳入補正】 「令和5年度 北九州市補正予算に関する説明書（12月議会提出）」P59

（単位：千円）

款 項 目	補 正 内 容	補 正 前 の 額	補 正 額	補 正 後 の 額
3.1.1	一般会計繰入金	180,331	2,526	182,857
合 計			2,526	

○議案第238号「令和5年度 北九州市介護保険特別会計補正予算」

【歳出補正】 「令和5年度 北九州市補正予算に関する説明書（12月議会提出）」P74

（単位：千円）

款 項 目	補 正 内 容	補 正 前 の 額	補 正 額	補 正 後 の 額
1.1.1	一般管理費 【概要】 人事委員会の勧告等に基づく給与改定及び期末・勤勉手当支給割合の変更等に伴い、職員給を補正するもの。	1,054,104	26,994	1,081,098
3.1.2	包括的支援事業・任意事業費 【概要】 人事委員会の勧告等に基づく給与改定及び期末・勤勉手当支給割合の変更等に伴い、職員給を補正するもの。	1,953,228	12,221	1,965,449
合 計			39,215	

【歳入補正】 「令和5年度 北九州市補正予算に関する説明書（12月議会提出）」P72～73

（単位：千円）

款 項 目	補 正 内 容	補 正 前 の 額	補 正 額	補 正 後 の 額
3.2.3	地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）	749,889	4,705	754,594
5.3.2	地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）	374,949	2,352	377,301
8.1.3	地域支援事業繰入金（包括的支援事業・任意事業）	345,483	2,353	347,836
8.1.5	その他一般会計繰入金	2,372,853	26,994	2,399,847
8.2.1	介護給付準備基金繰入金	1,727,423	2,811	1,730,234
合 計			39,215	

○議案第239号「令和5年度 北九州市後期高齢者医療特別会計補正予算」

【歳出補正】 「令和5年度 北九州市補正予算に関する説明書（12月議会提出）」P78 (単位：千円)

款 項 目	補 正 内 容	補 正 前 の 額	補 正 額	補 正 後 の 額
1.1.1	一般管理費 【概要】 人事委員会の勧告等に基づく給与改定及び期末・勤勉手当支給割合の変更等に伴い、職員給を補正するもの。	415,489	6,165	421,654
合 計			6,165	

【歳入補正】 「令和5年度 北九州市補正予算に関する説明書（12月議会提出）」P77 (単位：千円)

款 項 目	補 正 内 容	補 正 前 の 額	補 正 額	補 正 後 の 額
4.1.2	事務費繰入金	959,696	6,165	965,861
合 計			6,165	

議案第 241 号

北九州市国民健康保険条例の一部改正について

1 改正理由

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和5年法律第31号）の施行に伴い、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和5年政令第243号。以下「整備政令」という。）及び全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（令和5年厚生労働省令第95号）が令和5年7月20日付けで公布された。

整備政令において国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）の一部改正が行われ、子育て世帯の負担軽減、次世代育成支援等の観点から、世帯に出産する予定の国民健康保険の被保険者又は出産した被保険者（以下「出産被保険者」という。）に係る軽減措置として、令和6年1月から産前産後期間相当分（4カ月間、多胎妊娠の場合には6カ月間）の保険料（均等割額、所得割額）を免除するとされた。

国民健康保険法第81条（条例又は規約への委任）により、賦課額、保険料率、納期、減額賦課その他保険料の賦課及び徴収等に関する事項は、政令で定める基準に従って条例又は規約で定めることになっており、本市においても、北九州市国民健康保険条例（昭和42年北九州市条例第53号）の関係規定の改正を行うもの。

なお、令和5年11月7日付国通知「国民健康保険条例参考例等の正誤について」が发出され、新たに北九州市国民健康保険条例第18条の修正が必要となったため、関係規定の改正を行うもの。

2 改正内容

(1) 出産被保険者に係る保険料の減額規定の新設に伴う改正（第10条の3、第14条の2、第14条の11、第18条関係）

ア 一般被保険者に係る基礎賦課総額及び後期高齢者支援金等賦課総額並びに介護納付金賦課総額の定義関係

第10条の3各号列記以外の部分及び第14条の2各号列記以外の部分並びに第14条の11各号列記以外の部分中「第20条の3」の次に「及び第20条の4」を加える。

イ 国民健康保険事業に要する費用のための収入（繰入金）の定義関係

第10条の3第2号エ及び第14条の2第2号イ並びに第14条の11第2号イ中「第72条の3の2第1項」の次に「及び第72条の3の3第1項」を加える。

ウ 賦課期日後において納付義務の発生、消滅又は被保険者数の異動等があった場合の定義関係

第18条第1項中「）となった場合」の次に「若しくは特例対象被保険者等ではなくなった場合」を加え、「又は特例対象被保険者等となった場合」を削り、「又は第14条の12の介護納付金賦課額」を「若しくは第14条の12の介護納付金賦課額又は第20条各項の規定により減額する額、第20条の3各項の規定により減額する額若しくは第20条の4第1項（同条第2項又は第3項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により減額する額」に、「若しくは特例対象被保険者等となった日」を「、特例対象被保険者等となった日若しくは特例対象被保険者等ではなくなった日」に改め、同条第2項中「介護納付金賦課額」の次に「又は第20条各項の規定により減額する額、第20条の3各項の規定により減額する額若しくは第20条の4第1項の規定により減額する額」を加える。

(2) 出産被保険者に係る保険料の減額規定の新設（新第20条の4関係）

出産被保険者がある場合においては、当該世帯の世帯主に対して賦課する国民健康保

保険料の所得割額及び被保険者均等割額を減額するものとし、減額する額は、出産被保険者の出産の予定日の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には3月前）から出産予定月の翌々月までの期間に係る所得割額及び被保険者均等割額とする旨の規定を新設する。

3 施行期日

令和6年1月1日

4 経過措置

改正後の第20条の4の規定は、令和5年度分の保険料のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以降の年度分の当該保険料について適用し、令和5年度分の当該保険料のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの当該保険料については、なお従前の例による。